(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書についての 意見の概要と事業者の見解

令和2年1月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第1章 弱	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	. 1
1. 環境	意影響評価方法書の公告及び縦覧	. 1
(1)	公告の日	. 1
(2)	公告の方法	. 1
(3)	縦覧場所	. 1
(4)	縦覧期間	. 2
(5)	縦覧者数	. 2
2. 環境	意影響評価方法書についての説明会の開催	. 3
(1)	公告の日及び公告方法	. 3
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	. 3
3. 環境	意影響評価方法書についての意見の把握	. 3
(1)	意見書の提出期間	. 3
(2)	意見書の提出方法	. 3
(3)	意見書の提出状況	. 3
第2章環	環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	. 4
別 紙		19

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境保全の見地からの意見を求めるため、方法書を 作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和元年 11 月 14 日 (木)

(2) 公告の方法

①日刊新聞等による公告(別紙1参照)

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- · 令和元年 11 月 14 日 (木) 付 北海道新聞 (朝刊 31 面)
- ・令和元年11月14日(木)付日刊宗谷(朝刊2面)

②インターネットによるお知らせ

令和元年11月14日(木)から、下記のウェブサイトに「お知らせ」を掲載した。

- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト (別紙2参照) http://eeh-development.com/soyamisaki-koshin/
- ・稚内市のホームページ(別紙3参照)https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎、図書館の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

- ①関係自治体庁舎での縦覧
 - ・稚内市役所環境水道部環境エネルギー課
 - 稚内市宗谷支所
 - 稚内市沼川支所
 - 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課

②図書館での縦覧

• 稚内市立図書館

③インターネットの利用による縦覧

・株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト http://eeh-development.com/soyamisaki-koshin/

(4) 縦覧期間

・縦覧期間: 令和元年 11 月 14 日 (木) から令和元年 12 月 13 日 (金) まで (土・日曜日、祝日を除く。)

・縦覧時間: 開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準じる)、稚内市立図書館は休館日を除く午前10時から午後8時まで(土・日・祝祭日は午前10時から午後6時まで)

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態 とした。また、北海道、稚内市のウェブサイトに当該縦覧ページへのリンクを掲載することに より参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)は2名であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 1433 回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。 (別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場①】

· 開催日時:令和元年 12 月 10 日(火) 18 時~

開催場所:稚内総合文化センター

· 来場者数:4名

【会場②】

· 開催日時:令和元年12月11日(水) 15時~

• 開催場所:宗谷岬町内会館

· 来場者数:0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境保全の見地から意見を有する者の意見の提出を 受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和元年 11 月 14 日 (木) から令和元年 12 月 27 日 (金) まで (郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた(別紙4参照)。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②紙面による当社への郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は3通であった。

表 2-1 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

意見者A氏

No.	意見書	市光本の日紀
110.		事業者の見解
1-1	1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	番の並べ替えもいたしません。
1-2	2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速 以下であってもブレードは回転するのか?	現時点では採用する予定の風力発電機は 決定しておりません。
1-3	3. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速を任意に変更できるのか?	現時点では採用する予定の風力発電機は 決定しておりません。
1-4	4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)を実行できるのか?	
1-5	5. コウモリ類の保全措置として「稼動制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の 保全措置としてフェザリング (風力発電機のブレードを風 に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発 電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを 表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。	え、今後の現地調査により、最新の知見 や専門家等の助言も踏まえながら検討い たします。
1-6	6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)」バットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final	査により、専門家等の助言もふまえながら検討いたします。 また、今後も新たな知見の収集にも努め、 取り得る環境保全措置について検討いた します。

No.	意見書	事業者の見解
	Report, Edward B Arnett and Michael Schirmacher. 2010	
1-7	7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」本事業者である「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」及び委託先の「建設環境研究所」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか?上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「事後調査の前から」実施して頂きたい。	影響が及ぶと予測された場合には、専門 家等の助言もふまえながら、環境保全措 置を検討いたします。
1-8	8. 「環境保全措置」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「環境保全措置」と は何か、理解しているか。「環境保全措置」の定義及び実施 基準を述べよ。	
1-9	9. 環境保全措置の実施時期について上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる)保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、すでに保全措置を行う先進的事業者もいる。環境保全措置は安全側にとるべきである。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	今後実施する現地調査に基づき、重大な 環境影響が及ぶと予測された場合には、 専門家等の助言もふまえながら、環境保 全措置を検討いたします。
1-10	10.「事後調査」の定義について 事業者らは環境アセスメントにおける「事後調査」とは何か、理解しているか。「事後調査」の定義及び実施基準を述べよ。	

No.	意見書	事業者の見解
		目について環境保全措置を講ずる場合 2. 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合 3. 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合 4. 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度をふまえ、事後調査が必要であると認められる場合
1-11	11.「事後調査」の定義について 2 念のため確認しておく。発電所アセス省令によれば、「事後調査」は「環境保全措置」ではないが、事業者らは理解しているか。	事後調査とは、「平成 10 年通商産業省令 第 54 号」第 31 条第 1 項の記載より、「対 象事業に係る工事の実施中及び供用開始 後の環境の状況を把握するための調査」 と理解しています。
1-12	12.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数 生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風 発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、 適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見さ れる。 「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を 検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省 令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と 判断される以外は環境保全措置を検討すること、になって いるからだ。	影響が及ぶと予測された場合には、専門 家等の助言もふまえながら、環境保全措 置を検討いたします。
1-13	13.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。	査により、専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。

No.	意見書	事業者の見解
1-14	14.「回避」と「低減」の言葉の定義について1「影響の回避」と「影響の低減」についての定義を述べよ。	「影響の回避」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響に対し、事業計画の変更も含め、影響発生要因をなくすこと、あるいは保全対象から充分な離隔を確保することなどの対応を図ることと考えています。 一方「影響の低減」とは、事業に伴って生じると予測される環境影響について、その程度を可能な限り小さくするため、事業計画の見直しも含め、対策を検討、適用することと考えています。
1-15	15.「回避」と「低減」の言葉の定義について 2 事業者らは今後、コウモリ類への影響に対して「ライトアップをしない」ことを掲げるかもしれないが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。これについて、事業者の見解とその理由を述べよ。	「ライトアップしない」ことはコウモリ 類の餌となる昆虫類が風力発電機に誘引 される原因のひとつを取り除くことで、 餌を追って飛来するコウモリ類が風力発 電機近くを飛翔する頻度を低下させるこ
1-16	16. 回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生し ている。 これについて事業者は「ライトアップアップをしないこと により影響はある程度低減できると思う」などと主張する と思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事 業者の主観に過ぎない。	本方法書には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」といった内容の記載はございません。環境保全措置については、今後の現地調査により、最新の知見や専門家等の助言も踏まえながら検討いたします。
1-17	17. 回避措置(ライトアップアップの不使用)について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生し ている。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引する が、だからといって「ライトアップをしないこと」により 「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。 完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、 つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が 『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よ って、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する 必要がある。	
1-18	18. コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林内に建てた風車や、樹林(林縁)から200m以内に建て た風車は、バットストライクのリスクが高いことが、これ までの研究でわかっている。低空(林内)を飛翔するコウ モリでさえ、樹林(林縁)から200m以内ではバットストラ イクのリスクが高くなる。よって、風力発電機は樹林から 200m以上離すこと。	ら検討いたします。

No.	意見書	事業者の見解
	19. 「ライトアップをしないことによりバットストライクを	本方法書には「ライトアップをしないこ
	低減できる」とは書いていない	とによりバットストライクを低減でき
	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」	る」といった内容の記載はございません。
	には「ライトアップをしないことによりバットストライク	また、コウモリ類への影響については、
	を低減できる」とは書いていない。同手引きの P3-110~111	調査・予測及び評価の結果を基に、専門
1 10	には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下	家等の助言をいただきつつ、適切な環境
1-19	させることができる」と書いてある。研究で「カットイン	保全措置を検討いたします。
	をあげること」がバットストライクを低減する効果がある	
	ことが「すでに」判明している。	
	(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut in Speed	
	to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final	
	Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmecher 2010)	
	20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」 実施	今後実施する現地調査に基づき、重大な
	すること	環境影響が及ぶと予測された場合には、
	上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例	専門家等の助言もふまえながら、環境保
	数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置	全措置を検討いたします。
1-20	は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といっ	
	た回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にと	
	ること。	
	保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモ	
	リを殺す前」から実施することが重要である。	
	21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施	今後実施する現地調査に基づき、重大な
	すること 2	環境影響が及ぶと予測された場合には、
	そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な	専門家等の助言もふまえながら、環境保
1-21	保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意に	全措置を検討いたします。
1-21	コウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。	
	仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよ	
	い」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必	
	ず述べるように。	
	22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施	今後実施する現地調査に基づき、重大な
	すること 3	環境影響が及ぶと予測された場合には、
	今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が	専門家等の助言もふまえながら、環境保
	伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの	全措置を検討いたします。
	主張をするかもしれない。	
	この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、	
1-22	事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、	
	「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のば	
	しにしてもよい」という前提が隠れている。	
	しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、	
	適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はな	
	い。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」	
	述べよ。	
	23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施	今後実施する現地調査に基づき、重大な
	すること 4	環境影響が及ぶと予測された場合には、
1-23	今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不	専門家等の助言もふまえながら、環境保
	明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。	全措置を検討いたします。
	よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張	

No.	意見書	事業者の見解
	をするかもしれない。	
	国内では 2010 年からバットストライクが確認されており	
	(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バー	
	ドストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風	
	力発電施設立地適正化のための手引き(環境省、2011)」に	
	もコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保	
	全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。ま	
	た、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといっ	
	て、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のば	
	しにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘し	
	ておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	
	24. コウモリ類の保全措置について	環境保全措置については、ご指摘を踏ま
	事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につなぐべ	え、今後の現地調査により、最新の知見
	き生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモ	や専門家等の助言も踏まえながら検討い
	リの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪	たします。
	質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、	
	一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。	
1-24	コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれ	
	ば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまで	
	の研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバ	
	ットストライクを『低減する効果』は確認されていない。	
	さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。	
	『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』を	
	とらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	1 Vice - I North Territory
	25. コウモリの捕獲調査について	コウモリ類の捕獲調査については、先ず
	・コウモリ類について配慮のかけた不適切な捕獲を行う業	
	者がいる。よってコウモリの捕獲及び許可申請の際には必ず「コカエルギの声明字」の投資するから、	
	ず「コウモリ類の専門家」の指導をうける(うけさせる)	で、必要に応じてその実施を検討いたし
	べきだ。	ます。なお、捕獲調査を行う際には、ご
	・6 月下旬―7 月中旬はコウモリ類の出産哺育期にあたるため、 は獲調本な時はるごをではないのか	
	め、捕獲調査を避けるべきではないのか。 ・ハープトラップは高空を飛翔するコウモリを捕獲できな	します。
	いので、カスミ網も併用するべきではないか。	
	・捕獲したコウモリは、麻酔をせずに、種名、性別、年齢、	
1-25	体重、前腕長等を記録し、すみやかに放獣するべきではな	
	中里、	
	・捕獲個体やねぐらに残した幼獣への影響が大きいので、	
	ハープトラップは、かならず夜間複数回見回るべきだ(夕	
	方設置して、見回りせずに朝方回収などということを絶対	
	に行わないこと)。	
	・捕獲した個体を持ち帰り飼育しないこと。	
	・捕獲した個体を素手で扱わないこと。	
	・冬眠中の個体を絶対に覚醒させないこと。	
	・冬眠中の個体を絶対に捕獲しないこと。	

No.	意見書	事業者の見解
1-26	26. P336 高所録音の調査地点について バットディテクターによる高所録音調査地点が 1 か所のみ であるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つも りならば、すべての風力発電機設置位置 (15 箇所) におい て日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないの か。	
1-27	27. 高所録音調査の期間について バットディテクターによる高所録音調査の期間は8月から 10月としているが、5月から7月まで調査を実施しない具 体的な根拠を述べること。	風車の建設が予定される尾根上は通年風 衝が強く、ササ草原が卓越し、コウモリ 類の生息環境として若干厳しい条件であ り、先ずは気象が和らぐ7、8月の地上からのバットディテクターによる調査で生 息地を把握し、高所録音調査は、育雛明 け、移動個体も念頭に8月~10月に期間 を設定いたしました。
1-28	28. 高所録音調査の期間について P337 バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は8月から10 月頃とし、その理由を「専門家の意見を踏まえて設定した」とある。しかし P300 の専門家意見をみると「バットディテクターによる飛翔高度調査の期間は8月から10月頃でよい」などと発言していない。現地コウモリの活動期間は不明ならば安全側にたち、4月から11月まで録音調査を実施すること。	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1-29	29. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没 1時間前から、日の出 1時間後まで録音すること。	バットディテクターによる踏査は日没 1時間前から日没後 3時間程度を目安に実施する予定とし、専門家等の助言をいただきつつ調査を実施いたします。なお、バットディテクターによる高度別飛翔状況調査については、調査期間中を通じて自動確認記録するようにいたします。
1-30	30. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、 つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知 距離とマイクの設置方向(上向きか下向きか)を記載すること。 なお「仕様に書いていない(ので分からない)」などと回答 をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は 影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	ご指摘事項については準備書にて記載する予定です。
1-31	31. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全を しないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わな い」と思っているのか?日本の法律ではコウモリを殺すこ とは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外の コウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか?	措置を検討する計画としていますが、コ ウモリ類全般の保全に寄与するような環

No.	意見書	事業者の見解
	32. バットストライクの予測は定量的に行うこと	ドイツで実用化された当該ソフトウエア
	事業者が行う P337「高所録音による調査(自動録音バット	をそのまま日本国内で適用可能かどうか
	ディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解	の検証が行われておらず、また、実際に
	析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」http://www.	適用した事例もないことから、現時点で
1-32	windbat. techfak. fau. de/index. shtml) 等。また、バ	このソフトウエアを用いた予測を行うこ
	ードストライクの予測手法も応用可能だ。	とは想定していません。引き続き最新の
	よって、バットストライクの予測を「定最的」に行うこと。	知見や専門家等の助言も踏まえながら予
		測を実施いたします。
	33. 専門家へのヒアリング年月日を記載したことは評価さ	対象事業実施区域及びその周囲では、既
	れる。	存文献調査においてコウモリ類の生息が
1-33		確認されたことから、調査、予測及び評
		価の手法について、専門家等へのヒアリ
		ングを実施いたしました。
	34.「バットストライクに係る予測手法」について経済産業	方法書に記載した調査・予測及び評価の
	大臣に技術的な助言を求めること	手法は、発電所アセス省令に示されてい
	「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バット	る選定の指針等に基づき検討し、コウモ
	ストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されてい	,
	る技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転	
	「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ	って審査され、手法等について必要な勧
	類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評	
1 04	るコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相	
1-34	について精通」していたとしても、「バットストライクの予	
	測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは関しない。また、残合ながら国内にないてが、トストライ	
	限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測	項に従い、技術的な助言を求めます。
	に関して具体的指針は策定されていない。	
	よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測	
	について標準化された手法は公表されていない」、「国内で	
	はコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環	
	境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、	
	「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な	
	助言を記載した書面」の交付を求めること。	
	35.月2回程度の死骸探索調査など信用できない	今後実施する現地調査に基づき、重大な
	コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度	
	で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の	
	事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張し	全措置を適用いたします。その際、予測
	ても、信用できない。	に係る不確実性、保全措置効果の不確実
19.5	*平成28年度~平成29年度成果報告書風力発電等導入支援	
1-35	1 >K>K>K>G	
	ント迅速化研究開発事業 (既設風力発電施設等における環	事後調査を適用する場合にも、内容、時期、頻度、結果の評価について、専門家
	境影響実態把握 I 報告書) P213. NEDO, 2018.	期、頻度、結果の評価について、専門家 等の助言をいただきながら進めることを
		予定しています。
		今後実施する現地調査に基づき、重大な
		環境影響が及ぶと予測された場合には、

No.	意見書	事業者の見解
		専門家等の助言もふまえながら、環境保
		全措置を適用いたします。
	36. 事後調査 (死骸探索調査) は徹底的に実施すること	今後実施する現地調査に基づき、重大な
	コウモリ類の事後調査(死骸探索調査)は、毎週1回以上	環境影響が及ぶと予測された場合には、
	の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。	専門家等の助言もふまえながら、環境保
		全措置を検討いたします。その際、予測
		に係る不確実性、保全措置効果の不確実
1-36		性が残される場合に、事後調査により検
		証する対応を検討します。
		事後調査を実施する場合にも、内容、時
		期、頻度、結果の評価について、専門家
		等の助言をいただきながら進めることを
		予定しています。
	37. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディ	今後実施する現地調査に基づき、重大な
	テクターを設置すること	環境影響が及ぶと予測された場合には、
	コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準	専門家等の助言もふまえながら、環境保
	拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べ	全措置を検討いたします。その際、予測
	ること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分	に係る不確実性、保全措置効果の不確実
	析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、	性が残される場合に、事後調査により検
	ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時	証する対応を検討します。
1-37	間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に	事後調査を実施する場合にも、内容、時
	風速と天候を記録すること。	期、頻度、結果の評価について、専門家
	※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガ	等の助言をいただきながら進めることを
	イドライン 2014 年版 "Guidelines for consider ation of	予定しています。
	bats in wind farm proJects Revision 2014"	
	EUROBATSPublication Series No 6] , (https://www.	
	eurobats org/sites/default/files/document	
	/news/Publication_No_6Japanese.pdf)	

表 2-2 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

意見者 B 氏

No.	意見書	事業者の見解
	コウモリ類について	ご意見は原文のとおり記載いたしました。
	欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受	
	ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており	①対象事業実施区域及びその周囲では、既存
	バット&バードストライク)、その影響評価等において	文献調査においてコウモリ類の生息が確認
	重点化されている。	されたことから、調査、予測及び評価の手法
	国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが	について、専門家等へのヒアリングを実施い
	多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に	たしました。
	起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。	②本事業のコウモリ類の調査で使用するバ
	このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対	ッドディテクターについて、地上踏査では汎
	して以下の通り意見を述べる。なお、本意見は要約しな	用性・携帯性を踏まえて野外調査で一般的に
	いこと。	用いられる機種を使用する予定です。高所録
		音による調査ではヘテロダイン方式の機種
	①方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリングを	を用いる予定です。
	行ったことは評価される。	③高所録音の調査地点については、録音機器
	②コウモリ類の調査において使用するバットディテク	が設置できる既設風車の制約等から 1 箇所
	ターはすべてフルスペクトラム方式の機種を用い、客観	となっております。今後は地上からのバッド
	的な記録によって解析を行う必要がある。そのことにつ	ディテクター調査の結果も踏まえて、予測評
	いて明記すること。	価を実施し、必要に応じて適切な環境保全措
2-1	③「高所録音による調査」の調査地点数が1地点である	置を検討いたします。
	が、1地点で確実に高所の状態が把握できるのか。予測	④風車の建設が予定される尾根上は通年風
	評価において「不確実性が高い」とならないように複数	衝が強く、ササ草原が卓越し、コウモリ類の
	の地点で調査するべきである。	生息環境として若干厳しい条件であり、先ず
	④「高所録音による調査」の調査期間において、なぜ、	は気象が和らぐ 7、8 月の地上からのバット
	春季(3-5月)の調査を実施しないのか。2季調査で十	ディテクターによる調査で生息地を把握し、
	分な高所動態が把握できる理由を記すこと。	高所録音調査は、育雛明け、移動個体も念頭
	⑤「高所録音による調査」は2季ではなく、6月から11	
	月まで連続して行う必要がある。	⑤当該地域は積雪寒冷地の道内でもその気
	⑥今後のコウモリ類の音声調査結果については、コウモ リ類の音声についてまで詳しい専門家に助言を得る必	ス等をふまえて、高所録音調査期間は8月~
		10月に設定いたしました。
	要がある。 ⑦コウモリ類調査については十分な経験と知識を持っ	10 月に設定いたしました。 ⑥現地調査結果については、最新の知見や専
		門家等の助言もふまえたうえで準備書に記
	た者による適切な調査、予測評価、保全描置を行うこと。 ⑧既設の風力発電機はライトアップされているのか。	市家寺の助言もかまえたりえぐ準備者に記載いたします。
	○別以マン(以) 元 电(双)はノコ ドナ ソノ ご40 (V・3 V) // 3。	〒
		家等の助言もふまえながら必要に応じて適
		切な環境保全措置を検討いたします。
		⑧既設の風力発電機はライトアップしてお
		りません。
L		/ A = 100

表 2-3 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解

意見者C氏

	<u> </u>	息兒有 () 以
No.	意見書	事業者の見解
3-1	縦覧方法 環境影響評価図書の公開、一般住民への説明、事業に 対する理解が不十分なため、事業実施後に混乱が起こる 可能性があります。 ①周知 環境影響評価図書の縦覧と意見書募集の周知は、貴社 のホームページに限らず、回覧やポスター掲示、チラシ	①環境影響評価図書の縦覧や意見書募集については、地元紙2紙での公告、当社ホームページでの告知を行い、広く周知に努めました。 ②縦覧場所については、公共性や図書の管理の観点から選定しており、遠方の方々からも幅広い意見聴取を可能としているものと考えております。 環境影響評価図書の間の制約については、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。また、同様の観点から法で定められた公表は縦覧期間に限定させていただいております。
3-2	性と公平性が不可欠です。 関係者への説明 環境影響評価を行う目的の一つは、地元への説明責任 を果たし事業に対する合意形成を図ることです。サロベ ツ・エコ・ネットワークの活動範囲はサロベツ湿原があ る豊富町や幌延町だけでなく、稚内市から天塩町までを 含みます。合意形成のためには、情報の共有を行うこと が不可欠ですので、地元団体の代表としてサロベツ・エ コ・ネットワークに図書を提供してくださいますようお 願いします。必要であれば、提供された情報に関する守 秘義務の覚書を交わします。	お願い致します。
3-3	全体的な調査 既存の風車の存在による影響を明らかにするためには、比較するために現存風車の建設前の状況を明らかにする必要があります。既存のオトンルイ風力発電所は風力発電事業が環境影響評価法の対象事業になる前に建設されたもので、建設前の調査結果が明らかになっていません。このため建設前の調査結果を明らかにし、風車撤去後に風車がない状態で1年程度調査を行うことを求	を前提に建替えによる環境影響を評価します。撤去後の何もない状態での調査は予定しておりません。

No.	意見書	事業者の見解
	めます。	
	景観	眺望景観の予測については、「改訂・発電所
	日本最北の地である宗谷岬は、日本屈指の観光地で	に係る環境影響評価の手引」(平成 27 年 7
	す。宗谷丘陵は北海道遺産である周氷河地形と宗谷海峡	月、経済産業省)を踏まえ、垂直見込み角の
	とサハリンが眺望可能な景観がある場所で、風車の存在	ほか、フォトモンタージュ法を用いた視覚
	はそぐいません。風力事業を推進している稚内市は風車	的な表現方法により影響程度を把握する予
	を景観の一部として宣伝していますが、環境影響評価で	
	は既存の風車がなにもない状態からの変化による影響	
	を評価するものと考えます。サロベツと同様に巨大建造	
	物が何もない風景こそが宗谷丘陵の景観的な価値を高	
	めています。このため、この丘陵のスカイラインから突	
	き出た風車の建設は避けるべきです。	体へのヒアリングを踏まえて選定しており
	景観は環境影響評価で垂直見込み角のみによって評価を持ていたという。	
	価されていますが、この地方では広々とした風景そのも	
	のに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は適	も踏まえて追加検討したいと思います。
	切ではありません。視認可能な垂直見込み角のみと複数の思恵による思想的影響な考虑しない場所は進むない	
	の風車による累積的影響を考慮しない判断基準では地域の暑期の無値な適切に延停することができません。風	発電施設建設ガイドラインの法規制により
	域の景観の価値を適切に評価することができません。風 車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見え	建設が極めて困難な場所」及び「自然保護 等から建設が好ましくない場所」の範囲と
	るため、1 本 1 本の高さではなく、ローターを含む球形	
	としての累積的な風車全体水平見込み角によって評価	と協議を行いながら事業計画を進めていく
	すべきです。景観の評価は古い一つの指針に依存するの	予定です。
3-4	ではなく、地元観光業者や自然保護団体などから意見を	」へく)。 計画範囲については、現在導入可能な風力
	間きながら協議会などで議論をし、地域の環境と意向を	発電機は既存のものに比べ大型化してお
	十分に考慮したうえでその影響を評価すべきです。	り、風力発電機同士の離隔距離を大きく取
	宗谷丘陵フットパスは宗谷丘陵の周氷河地形や景観、	る必要がございます。
	サハリンの遠望が魅力の宗谷丘陵の代表的な遊歩道で	また、既存の事業範囲においても風力発電
	す。	機の設置が難しいエリア(既に想定事業実
	https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/	施区域から除外している部分を含む)があ
	files/00008500/00008586/ja_p32·33.pdf	り、今後の調査・予測・評価の結果として
	パンフレットの写真にもフットパス周辺に風車は存	既存の事業範囲であっても一部範囲につい
	在しているのに写しこまれていないことから、この遊歩	て風力発電機が設置出来ない事も想定され
	道の魅力は風車ではないことが読み取れます。	ます。
	このため、宗谷岬フットパスの途中にある展望地等の	
	複数を景観調査地点として設定すべきです。実際にすで	
	に眺望点として設定されている宗谷公園よりはるかに	
	重要で景観的価値がある場所です。	イアウトについては今後検討を重ねてまい
	事業計画地のかなりの部分が景観上の理由から、稚内	ります。
	市風力発電ガイドラインにより「風車の建設が好ましく	
	ない地域」に指定されています。現在風車事業を推進しているが大力であった。	
	ている稚内市の意向に惑わされることなく、そのガイド	
	ラインの先見性と普遍的な重要性を理解したうえで、貴	
	社はガイドラインを自主的に遵守し、ガイドライン地域	

を計画区域から除外すべきです。

No.	意見書	事業者の見解
	計画範囲を既存の範囲より拡大すべきではありません。特に既存の風車が設置されていない新たな北側の計画地は宗谷岬に近く、宗谷岬の周氷河地形や牧草地の景観や、遠くは稚内市やノシャップ岬や利尻山を遠望できる景観を阻害しますので、風車の建設を避けるべき場所です。既存の範囲でも東側の道路沿いの3基の範囲は道路に隣接しており、圧迫感が大きいため設置を避けるべきです。	
3-5	地形 宗谷丘陵の周氷河地形は保全すべき地形として「日本の典型地形」に指定されています。その地形に手を加えない状態で保全するために、周氷河地形の部分を事業地域から除外すべきです。特に主要な眺望点である宗谷岬周辺の周氷河地形の景観の保全は重要なため、計画範囲を既存の範囲より拡大すべきではありません。	既存文献は同地形の詳細分布を適切に表現 していないために不確定要素が多いことか ら、本方法書では前倒し調査の地形結果を
3-6	植物 宗谷丘陵ササ原草原は重要な植物群落として指定されています。現状のササ群落の範囲を把握したうえで、 それらの植物群落を保全するために、事業地域から除外 すべきです。	分布状況及び生育環境を適切に把握したう
3-7	哺乳類 コウモリによる風車への衝突が懸念されます。既存風 車における死骸調査を追加して事前に月2回以上行うべきです。過去に自主調査を行っているのであれば、その 結果を公表すべきです。	家等の助言もふまえながら、事後調査を含
3-8	鳥類 宗谷岬周辺は、日本とロシア間を渡る鳥類の主要かつ 国際的に重要な渡り経路となっています。多くの鳥類が 渡ることが予測されるため、風車による小鳥を含む鳥類 への影響は大きいことが予測されます。このため、ゾーニングによりあらかじめ風車の建設を避けるべき場所です。 ①オジロワシ・オオワシ 宗谷丘陵はオジロワシ・オオワシが日本とサハリン間を渡る主要な経路です。春は主にオホーツク海側沿岸を 北上しますが、日本海側も北上し、秋は風向きにより丘陵の尾根上も南下することが明らかになっています。また、既存の風車群が海ワシ類に対して、障壁影響を及ぼ	①宗谷岬周辺が日本とロシア間を渡る鳥類の重要な渡り経路であることは認識しております。オジロワシ・オオワシについては、希少猛禽類調査や渡り鳥調査の結果を基に、専門家等の意見を聴取しながら、風力発電設備への衝突事故等の重要な鳥類への影響の回避・低減を図り、環境影響を評価いたします。また、渡り鳥調査地点については、対象事業実施区域南側上空を俯瞰できる地点がないため、MB-5を設定しておりますが、調査期間中、現地では移動地点を追加して、中央~南側の渡りの状況を網羅

No.

していることが懸念されるため、既存の風車を取り壊し た後に、風車がない状態で1年程度調査を行い風車の存 ては、専門家等から意見聴取し、その意見 在による影響を明らかにするべきです。鳥が風車を避け るのではなく、主要な渡りの経路での風車の建設を立地 により避けることが重要です。周辺にオジロワシの巣が あり、繁殖個体への影響も懸念されますので、影響が大 きい場所の風車の建設は避けるべきです。希少猛禽類定 点調査では冬も含めてすべての定点で調査を行ってく ださい。渡り鳥調査地点に事業地の南部を近くから見渡 せる場所が指定されていません。他の3km程度離れた定 点調査では観察による個体の発見率や特に奥行の飛翔 軌跡の精度が低下し調査の信頼性が保てないので、事業 地南部にも定点を設定すべきです。

意見書

②ガン・ハクチョウ類

ガン・ハクチョウ類は夜間に多く渡るため、レーダー 調査や鳴き声・目視調査等による夜間調査を実施すべき です。また、現存する風車群がガン・ハクチョウ類に対 回転面に対しての飛翔進入角度かつ飛翔速 して、障壁影響を及ぼしていることが懸念されるため、 既存の風車を取り壊した後に、風車がない状態で1年程 度調査を行うべきです。渡り鳥調査地点に事業地の南部 を近くから見渡せる場所が設定されていません。他の 3km 程度離れた定点調査では観察による個体の発見率や 特に奥行の飛翔軌跡の精度を維持することが困難なの で、事業地南部にも定点を設定すべきです。

③カモメ類

近年北海道のレッドリストに記載されたオオセグロ カモメやウミネコは宗谷丘陵沿岸を生息環境として利 用しています。春と秋の渡りの季節にはこれらの種は沿 岸だけでなく、内陸部を通過することもあります。カモ メ類は風車に対する脆弱性が強いため、渡り鳥調査の際 に調査対象に加えるべきです。

④死骸探索調查

既存の風車がありますので全風車における潜在的な 影響を評価するために、事前に全鳥類を対象とした死骸 調査を鳥類調査員による通年月2回以上の調査を実施す べきです。

⑤小鳥渡り調査

秋に小鳥類は夜間に渡る種が多いため、9月から10月|図る予定です。 にかけても任意定点調査で夜間の鳴き声調査を行うべ きです。

累積的影響の評価

業や天北、道北5事業との累積的影響を評価すべきです。 これらは既に実施している道北5事業協議会に追加して 協議すべきです。

事業者の見解

②ガン類・ハクチョウ類等の渡り鳥につい を踏まえて調査手法や調査時期等を決定し ました。

レーダー調査につきましては、以下のよう な捕捉範囲等の制約があることから、広範 囲における飛翔データを網羅的に把握する ため目視による観察を基本としておりま す。また、地点配置は既存風車も可視でき るよう計画しましたので、調査期間中はそ の周辺での鳥類の利用や回避の状況も詳細 に把握する予定です。

- ・垂直ビーム幅20度のため、横回しで平面 位置を把握する場合、真上を飛翔する個体 は捕捉できない。
- ・縦回しで高度を把握する場合、アンテナ 度により偏ったデータになる可能性もあ
- ・まとまった大群は別として小鳥類をレー ダーにより捕捉することは困難。

渡り鳥調査地点については、対象事業実施 区域南側上空を俯瞰できる地点がないた め、MB-5 を設定しておりますが、調査期間 中、現地では移動地点を追加して、中央~ 南側の渡りの状況を網羅できるよう努めま

- ③渡り鳥調査では出現する渡り個体全てを 記録するため、渡り個体と考えられるカモ メ類も確認されれば記録する予定です。
- ④予測結果を踏まえて死骸探索調査が判断 された場合は、調査内容、時期、頻度、結 果の評価について、専門家等の助言をいた だきながら進めることを予定しています。
- ⑤ワシ類、ガン・ハクチョウ類の渡り調査 期間の合計40日間は小鳥類を含めて確認さ れる渡り鳥全てを記録し、データの充実を

累積的影響を検討する対象事業について 現在方法書まで提出されている宗谷丘陵風力発電事 は、事業特性、位置等を考慮したうえで「(仮 称)宗谷丘陵風力発電事業」を想定していま すが、現時点でその配置や施工計画が明ら かなっていない状況であるため、今後、風 力発電所の配置や施工計画が決まった段階 で他事業との累積的影響を再度検討し、準

3-9

No.	意見書	事業者の見解
		備書においてその予測評価を行うこととい たします。
3-10	協議会 これらの調査結果の評価は、野鳥保護団体や地元の団体・観光関係者・地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。	本事業は環境影響評価法の対象事業ですので、調査結果の評価については、法令の審査手続きに従い行います。なお、事業を進めるにあたっては、地域の合意形成のため、アセスの説明会や事業説明会等を適宜開催することで地域住民の方や関係者とコミュニケーションを図りながら進めていく所存です。

日刊新聞紙等における公告

北海道新聞 (令和元年 11 月 14 日(木) 朝刊 31 面)



日刊宗谷 (令和元年11月14日(木) 朝刊2面)

グス ◆お問い合わせ先及び意見書の提出先 が式会社ユーラスエナジーホールディン 時、13時~17時30分 時、13時~17時30分 13時~17時30分 7階3番13号 への投函により提出 次の提出た法に任名及び住所、環境の保全の見趣出方法・氏名及び住所、環境の保全の見ることができます。 当) 国内事業企画部 ご意見をお持ちの方は、書面により提出す方法書について環境の保全の見地からの◆意見書の提出 まで(土・日・祝祭日は午前10時から午後6時まで(開庁時間に準じる)、稚内市立図書時まで(開庁時間に準じる)、稚内市立図書時間,開庁日の午前9時から午後5和元年12月13日(金)まで ついて、以下のとおり公表します。 法書」(以下、方法書)の縦覧及び説明会に 力発電事業 更新計画 環境影響評価方 環境影響評価法に基づき「(仮称)宗谷岬風 元年12月27日(金)まで(当日消印有効)提出期間:令和元年11月14日(木)から令和 http://eeh-development.com/soyamisaki 支所、北海道宗谷総合振興局保健環境部環ネルギー課、稚内市宗谷支所、稚内市紹川・縦覧場所:稚内市の谷所環境水道部環境エ◆方法書の縦覧 T105-0001 ·対象事業の規模:風力発電所出力·対象事業の種類:風力発電所設置事業·対象事業実施区域:北海道稚内市 ◆対象事業の概要 令和元年12月11日(水) 令和元年12月10日(火) ・稚内総合文化センター(稚内市中央3丁◆方法書説明会の開催 新計画 環境影響評価方法書」 ジーホールディングス
◆事業者の名称 株式会社ユーラスエナ 現生活課、稚内市立図書館 環境影響評価方法書の P和元年12月11日(水) 午後3時~宗谷岬町内会館(稚内市宗谷岬8-9) koshin/ 電子縦覧:「(仮称)宗谷岬風力発電事業更 縦覧期間:令和元年11月14日(木)から令 縦覧・説明会について(公告) 区虎ノ門四丁目3番13号代表取締役 稲角秀幸 ヒューリック神谷町ビル01 東京都港区虎ノ門四 (環境アセスメント担 午後6時~ 東京都港

(株式会社ユーラスエナジーホールディングス ウェブサイト)

(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について

令和元年11月14日 株式会社ユーラスエナジーホールディングス



当社は、令和元年11月14日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき「(板称)宗谷岬風力 発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」(以下、「方法書」)及びこれを要約した書類(以 下、「要約書」)を経済産業大臣に届け出るとともに、北海道知事、稚内市長に送付しました。 届出・送付した方法書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧 の実施に加え、説明会を開催いたします。

縦覧について

縦覧の場所:	稚内市役所環境水道部環境工字ルギー課、稚内市宗谷支所、稚内 市沼川支所、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課、稚内 市立図書館
縦覧期間:	令和元年11月14日(木)から令和元年12月13日(金)まで
縦覧時間:	開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準じる)、稚内 市立図書館は休館日を除く午前10時から午後8時まで(土・日・ 祝祭日は午前10時から午後6時まで)
電子縦覧:	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeh-development.com/soyamisaki-koshin/

意見書の提出について

提出方法:	環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見を お持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記 の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本 語によりご記載願います。
提出期間:	令和元年11月14日(木)から令和元年12月27日(金)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式:	(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書に対する意 見書の提出について

住民説明会の開催について

稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目) 令和元年12月10日(火) 午後6時~ 宗谷岬町内会館(稚内市宗谷岬8-9) 令和元年12月11日(水) 午後3時~

お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業企画部(環境アセスメント担当) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル7階

電話番号: 03-5404-5337

お問い合わせ時間:土、日、祝日を除く9:15~12:00、13:00~17:30

(稚内市 ウェブサイト)

現在のページ 雅内市役所 > <u>選達都市わっかない</u> > <u>選達保全・省エネルギー</u> > 「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」環境影響評価方法書の 都覧について 環境保全・省エネルギー 「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」環境影響評価方法書の縦覧について 「(仮称)宗谷岬風力発電 事業 更新計画」環境影 環境影響評価法に基づき、「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画」の環境影響評価方法書の綴覧について、以下 響評価方法書の縦覧につ のとおりお知らせします。 <u>稚内市廃棄物減量等推進</u> 審議会の開催について 1. 評価方法書の縦覧 パブリックコメントの募集及 維覧書類:(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書及び同要約書 びその回答について 縫覧場所: 稚内市役所環境水道部環境エネルギー課、稚内市宗谷支所、稚内市沼川支所 <u>~人と地球にやさしいエコ</u> だより4~ 稚内市立図書館 縦覧期間: 令和元年11月14日 (木)から令和元年12月13日 (金)まで(土・日・祝祭日を除く)「稚内市環境審議会」委員 縦覧時間:午前9時から午後5時まで の募集について(募集終 縦覧方法:縦覧場所にて、環境影響評価方法書、要約書、意見書箱、お知らせ用紙及び閲覧用紙を設置いたしま 人と地球にやさしいエコ インターネット公表: http://eeh-development.com/soyamisaki-koshin/ たより3~ ~人と地球にやさしいエコ だより2~ 2. 問い合わせ 会社名:株式会社ユーラスエナジーホールディングス ~人と地球にやさしいエコ 部 署: 国内事業企画部 担当者:野口洋美 電話番号:03-5404-5337 第2次稚内市環境基本計 平成29年度冬の筋重への 取組について 【 (仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 に係る住民説明会 】 「道の駅わっかない」電気 自動車用急速充電器につ いて 場所:稚内総合文化センター(稚内市中央3丁目) 稚内市環境審議会につい 日時:令和元年12月10日(火) 午後6時~ 稚内市 廃棄物減量等推進 員制度 場所:宗谷岬町内会館(稚内市宗谷岬8-9) 「環境家計簿」を付けてみ 日時:令和元年12月11日(水) 午後3時~ ませんか 「エネルギー」のはなし(子 ども向けページ) 資源物集団回収奨励金制 雅内環境づくり会議 ページの先頭へ戻る

ご意見記入用紙

「(仮称) 宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)宗谷岬風力発電事業 更新計画 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階 株式会社ユーラスエナジーホールディングス 国内事業企画部 (環境アセスメント担当)宛

.....

○意見書の提出期限 令和元年 12 月 27 日(金)[当日消印有効]

意 見 書

令和 年 月 日

項 目 ご 記 入 欄 お 名 前 [法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名] ご 住 所 [法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地 方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 日本語により意見の理由を含めて記載してください。
[法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名] ご 住 所 [法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地 「大法書についての環境の 保全の見地からのご意見 「日本語により意見の理由を含]
法人名・団体名、代表者の氏名
[法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地 方法書についての環境の 保全の見地からのご意見
主たる事務所の所在地 方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 日本語により意見の理由を含
保全の見地からのご意見 「日本語により意見の理由を含〕
l

- 注: 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。
 - なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱いいたします。
 - 2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4サイズ)の用紙をお使いください。